

亀山

かめやま
市議会だより

令和3年6月定例会号

vol.82

令和3年8月1日

発行 三重県亀山市議会

編集 広聴広報委員会



6月定例会のあらまし P2～5

- 新型コロナウイルス感染症対策 総合対策パッケージ
(第2弾・第3弾・第4弾) **可決・承認**
- 犯罪被害者等の支援について実効的な事項を定める
亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について **可決**
- 災害による倒木被害からライフラインを守る
亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について **可決**

- 議案と議決結果..... P6～8
- 議会の主な動き..... P8
- 議案質疑..... P9～14
- 一般質問..... P14～20
- とびっくす..... P21

表紙写真:ウエイトリフティング(亀山高校)

市議会の詳しい情報は亀山市議会のホームページをご覧ください

亀山市議会

検索

<http://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/>



令和3年6月定例会は、6月4日から6月28日までの25日間の会期で開催しました。

今定例会では、市長から条例の一部改正6件、令和3年度の各会計補正予算について2件、その他、市道路線の認定について、専決処分した事件の承認についてなど14件、合わせて議案22件と報告6件が提出され、28日には、追加議案として、令和3年度一般会計補正予算について1件が提出されました。

議案一覧・表決の結果は6ページ～

新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージ

議案第50号 令和3年度亀山市一般会計補正予算(第2号)について

賛成者多数

可決

議案第51号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

全会一致

可決

【(総合対策パッケージ第3弾) (総額1億5599万1千円)】

【市民生活の支援(6199万1千円)】

○低所得の子育て世帯(ひとり親世帯以外)への生活支援特別給付金の支給

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の実情を踏まえた生活の支援を行うため、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり一律5万円の生活支援特別給付金を支給します。

○修学旅行のキャンセル料の全額補助

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、小中学校が実施を予定している修学旅行を中止又は延期した場合に生じるキャンセル料等について、保護者等に対し全額補助します。

○国民健康保険税の減免及び傷病手当金の支給

感染拡大の影響により、収入の減少が見込まれる被保険者等に係る国民健康保険税の減免を行うとともに、感染症に罹患した被保険者に対する傷病手当金(100万円)の支給を行います。

【地域経済の支援(9400万円)】

○小規模事業者等感染防止対策費用の助成

新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響が長期化する中、事業者と消費者が安心して経済活動を継続できるよう、国のガイドラインに沿って感染拡大防止対策に取り組む小規模事業者等に対し、その対策として購入した物品等の経費について、1事業者5万円(助成率:4/5)を上限に助成します。

【本会議での主な質疑】

○経済支援対策事業の内容について

○傷病手当金の給付対象者及び財源について

○国民健康保険税の減免の内容について

○傷病手当金に関する広報、周知について

議案第65号 専決処分した事件の承認について

全会一致
承認

【(総合対策パッケージ第2弾) 市民生活の支援(4000万円)】

○ひとり親世帯への生活支援特別給付金の支給

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯の実情を踏まえた生活の支援を行うため、児童扶養手当受給世帯等に対し、児童1人当たり一律5万円の生活支援特別給付金を支給します。



あいあい窓口



議案第66号 令和3年度亀山市一般会計補正予算(第3号)について

全会一致
可決

【(総合対策パッケージ第4弾) 市民生活の支援(2100万円)】

○生活困窮世帯への自立支援金の支給

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付が終了することなどにより、特例貸付を利用できない世帯を対象として、1世帯当たり最高30万円の生活困窮者自立支援金を支給します。

【本会議での主な質疑】

- 自立支援事業の支給要件について
- 支援金の支給に係る審査について

- 支援金の支給対象者について
- 支給対象者への周知について

犯罪被害者等の支援について実効的な事項を定める

議案第44号 亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について

全会一致

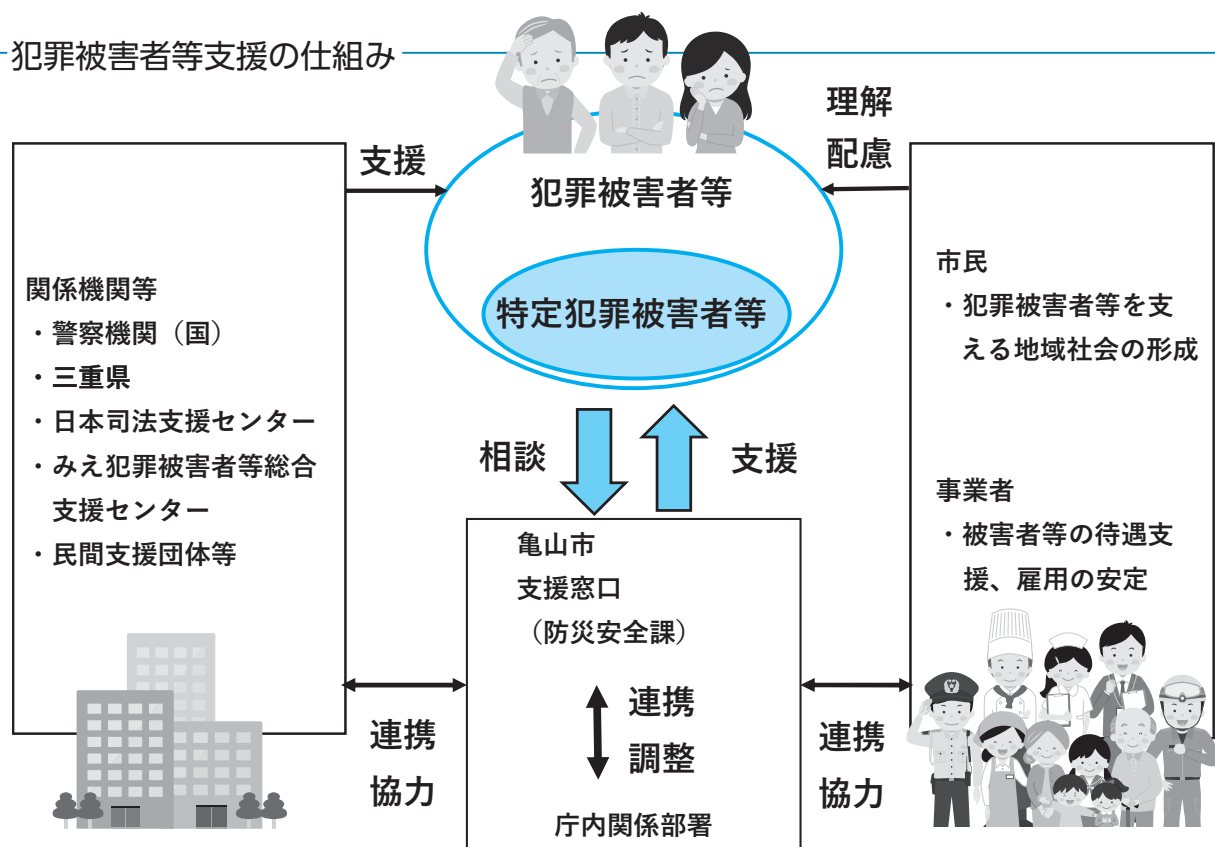
可決

(議案概要)

国において令和3年3月に犯罪被害者等基本法に基づく第4次犯罪被害者等基本計画が策定され、地方公共団体における犯罪被害者等支援が総合的かつ計画的に推進されるよう情報提供を行い、犯罪被害者等支援の実効的な事項を盛り込んだ条例の制定や計画・指針の検討について協力を行うこととされました。

このことから、本市における犯罪被害者等支援について実効的な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

犯罪被害者等支援の仕組み



【本会議での主な質疑】

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ○条例制定の趣旨と内容について | ○支援窓口の設置と受け入れ体制について |
| ○特定犯罪被害者等への具体的支援策について | ○二次被害の防止について |
| ○関係機関との連携について | ○施行日について |
| ○基本理念はこれで十分かについて | ○広報及び啓発について |

災害による倒木被害からライフラインを守る

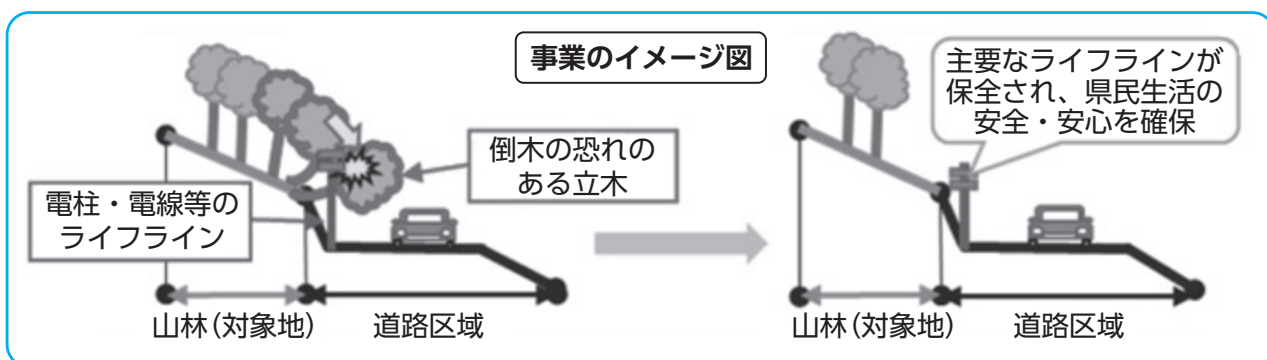
議案第49号 亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について

賛成者多数
可決

(議案概要)

台風その他の災害による倒木被害によりライフラインを寸断するおそれのある樹木を事前に伐採することで防災対策及び減災対策を進め、市民の安全で安心な暮らしを守るため、災害からライフラインを守る事前伐採事業を実施するに当たり、ライフライン事業者から地方自治法の規定による分担金を徴収するため、所要の改正を行うものです。

なお、この事業費に対する負担割合は、ライフライン事業者1／2、県1／4、市1／4となります。



出典：三重県ホームページ

【本会議での主な質疑】

- | | |
|-------------------------|--------------------------------|
| ○市の費用負担と財源について | ○なぜライフラインを守る事前伐採事業に公的資金を投入するのか |
| ○伐採の対象となる判断基準及び伐採費用について | ○今後のスケジュールについて |
| ○ライフライン事業者から徴収する分担金について | ○地方自治法の規定による分担金とは |

【本会議での反対討論】

- ライフライン事業者には、ライフラインを守る大きな責任があり、財政力があるにもかかわらず、伐採費用の半分に公費を充当すべきではない。
- 市内には、事前伐採が必要な場所が多くあり、財源として「みえ森と緑の県民税」を活用することは、県民税を創設した森林を守り育てるという目的に反する。この税は、荒廃が進む森林を守り、自然災害のリスクを減らし、森林を支えようとするもので、この趣旨に賛同した県民が負担しており、樹木を事前に伐採するために使うものではない。

6 月定例会に提案された議案 と 議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。賛否が分かれた議案の表決  は、8ページをご覧ください。

議案 番号	件名と主な内容	議決結果	
44	亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について 令和3年3月に、犯罪被害者等基本法に基づく第4次犯罪被害者等基本計画が策定され、国は、地方公共団体における犯罪被害者等支援が総合的かつ計画的に推進されるよう情報提供を行い、犯罪被害者等支援の実効的な事項を盛り込んだ条例の制定や計画・指針の検討について協力を行うこととされた。このことから、本市における犯罪被害者等支援について実効的な事項を定めるため、本条例を制定する。	可決	全員賛成
45	亀山市税条例等の一部改正について 地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
46	亀山市都市計画税条例の一部改正について 地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
47	亀山市手数料条例の一部改正について 建築基準法第7条の3第1項及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の一部が改正され、令和3年7月1日から中間検査の対象となる建築物に市が所管する規模の建築物が含まれることとなることから、所要の改正を行う。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、令和3年9月1日から、地方公共団体情報システム機構は、個人番号カードの発行に係る事務に関し、地方公共団体情報システム機構が定める額の手数料を徴収することができるとされたことから、併せて所要の改正を行う。	可決	全員賛成
48	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について 国の「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免等について」の通知において、令和3年度における新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の取扱いについて示されたことから、その要件を満たす被保険者等に対して国民健康保険税が減免できるよう、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
49	亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について 台風その他の災害による倒木被害によりライフラインを寸断するおそれのある樹木を事前に伐採することで防災対策及び減災対策を進め、市民の安全で安心な暮らしを守るため、災害からライフラインを守る事前伐採事業を実施するに当たり、ライフライン事業者から地方自治法の規定による分担金を徴収するため、所要の改正を行う。	可決	賛13:反4
50	令和3年度亀山市一般会計補正予算(第2号)について	可決	賛15:反2
51	令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	可決	全員賛成
52	財産の取得について 消防力の維持を図るため、高規格救急自動車の取得について、令和3年5月18日付けで仮契約したので議会の議決を求める。	可決	全員賛成
53	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である高塚3号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成

議案 番号	件名と主な内容	議決結果	
54	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である高塚4号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
55	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である高塚5号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
56	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である和田33号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
57	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である和田34号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
58	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である和田35号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
59	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である和田36号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
60	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である川合46号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
61	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である川合47号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
62	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である川合48号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
63	専決処分した事件の承認について 地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要な亀山市税条例の一部改正を、令和3年3月31日付けで専決処分したため、議会の承認を求める。	承認	全員賛成
64	専決処分した事件の承認について 地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要な亀山市都市計画税条例の一部改正を、令和3年3月31日付けで専決処分したため、議会の承認を求める。	承認	全員賛成
65	専決処分した事件の承認について 令和3年度亀山市一般会計補正予算(第1号)を令和3年4月15日付けで専決処分したため、議会の承認を求める。	承認	全員賛成
66	令和3年度亀山市一般会計補正予算(第3号)について	可決	全員賛成

賛否の分かれた議案の表決結果

※賛は賛成 反は反対 なお、中崎孝彦議長は採決に加わっていません

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
議案名	議員名	草川卓也	中島雅代	森英之	今岡翔平	新秀隆	尾崎邦洋	中崎孝彦	豊田恵理	福沢美由紀	森美和子	鈴木達夫	岡本公秀	伊藤彦太郎	前田耕一	前田稔	服部孝規	小坂直親	櫻井清蔵
議案第49号	亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	—	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	反	反	賛	反
議案第50号	令和3年度亀山市一般会計補正予算(第2号)について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	—	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	反

議会の主な動き

4月

- 5日 広聴広報委員会
- 12日 広聴広報委員会
- 20日 全員協議会
総務委員会
- 21日 産業建設委員会協議会
- 23日 教育民生委員会協議会

5月

- 20日 全員協議会
教育民生委員会協議会
- 28日 議会運営委員会
議会改革推進会議検討部会

6月

- 4日 6月定例会開会
予算決算委員会
議会改革推進会議検討部会
- 14日 議案質疑
予算決算委員会
- 15日 一般質問
議会改革推進会議
- 16日 一般質問
正副委員長会議
- 18日 全員協議会
産業建設委員会協議会
- 21日 産業建設分科会
産業建設委員会
- 22日 教育民生分科会
教育民生委員会
- 23日 総務分科会
総務委員会
- 25日 予算決算委員会
議会運営委員会
- 28日 6月定例会閉会
予算決算委員会
議会改革推進会議検討部会



一般質問 議案質疑

？議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

？一般質問とは

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけではなく、政策の見直しや提言を行います。



さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。なお、今回から各議員の質疑、質問に対応した映像配信を閲覧できるよう QR コードを配置しました。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。



議案質疑

福沢 美由紀<日本共産党>

議案第48号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について及び議案第51号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について



- 1 国民健康保険税の減免の内容について
- 2 傷病手当金の内容について
- 3 財源について

Q 減免の内容について尋ねる。

A 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が前年に比べて3割以上減少し、所得の合計額が1000万円以下であり、収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得合計額が400万円以下である場合、被保険者等に係る国民健康保険税の減免を行うもので、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納付期限が定められていたものが対象となる。

Q 減免対象者への周知方法について尋ねる。

A 市広報やホームページでお知らせするとともに、7月中旬に発送する国民健康保険納税通知書に減免に関するチラシを同封し、周知を図る。

Q 対象者であったにも関わらず、昨年度に申請できなかった場合の対応について尋ねる。

A 今回の条例改正において、減免対象期間を令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が定められている国民健康保険税が対象となることから、昨年度に申請を忘れた場合でも申請することができる。

Q 市は個人の収入が把握できるため、申請を忘れていた減免対象者へ個人通知はできないのか尋ねる。

A 個人の収入の確認については、本人の承諾なくできないため、個人に通知することはできない。

【その他の質疑】

- ・ 議案第50号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について



森 美和子<公明党>

議案第44号 亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について



1 条例の内容について

- (1) 第2条（定義）について
- (2) 第6条（犯罪被害者等支援窓口の設置等）について
- (3) 第7条から第10条までの支援に関わる条項の内容について
- (4) 第12条（広報及び啓発）について

Q 特定犯罪被害とはどのようなことか尋ねる。

A 殺人、強盗、強制わいせつ、危険運転致死傷、略取誘拐、人身売買のほか、故意的に人の生命または身体に害する罪に当たる行為と定義している。

Q 相談窓口ではなく、支援窓口となっている理由について尋ねる。

A 相談内容が多岐にわたるため、ワンストップ窓口のような体制の中で、単に相談ということではなく、支援の窓口として設置するものである。

Q 支援窓口で対応する職員のスキルが求められると想定するが、その考え方を問う。

A 人材育成としては、一定のノウハウが蓄積されているみえ犯罪被害者総合支援センターにおいて、対応する職員すべてに対して研修を行っていく。

Q カウンセリングの受診支援の体制について尋ねる。

A 市独自の取り組みとして、一般社団法人三重県公認心理師会と連携体制を構築し、早期にカウンセリングを実施し、回復につながるよう取り組んでいく。

【その他の質疑】

・議案第49号 亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について



鈴木 達夫<大樹>

議案第44号 亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について



1 条例制定の趣旨と内容について

- (1) 制定の時代的背景と実情について
- (2) 計画性と実効性について

2 支援窓口の設置と受け入れ体制について

- (1) 担当部署と支援窓口の場所について
- (2) 専門性の担保について

3 特定犯罪被害者等に対する支援について

- (1) 「日常生活の支援」について
- (2) 「居住の安定」について
- (3) 「支援金の給付」について

Q この条例を制定した趣旨について尋ねる。

A 以前から支援の必要性を痛感しており、誰もがいつ被害者となるか分からない中、市民一人ひとりが自分のこととして犯罪被害を受け止めて、日常生活の万が一に備えた安心の共生社会のためにこの条例を制定する。

Q 条例第3条に定めた基本理念は、「特定犯

罪被害者等以外の方にも、必要な支援が途切れることなく提供されるよう努めなければならない」と理解するが、その意味でこの条文は合理性があるのか。

A 全ての犯罪被害者等に個別具体的な支援を行うことは現実的に難しい。より重大な被害を受けた者と区別して支援することが理論的にも実務的にも合理性があると考えている。

Q 途切れのない支援の実現のため、さらに進化させる機能があるのか尋ねる。

A 支援の際に必要な事項を体系的かつ具体的に整理し、規定することで、支援全体について計画性をもって進めていく。

Q 他の自治体において、支援金の活用実績が少ない中、この制度の実効性について尋ねる。

A 制度の活用頻度については、重要な課題であると認識しており、事件が発生した際に、警察や支援機関等と情報共有して、手続きの効率化を図るとともに、犯罪被害者等の環境や心情を配慮し、負担軽減に努めながら対応していく。



草川 卓也<結>

議案第44号 亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について



- 1 犯罪被害者等支援窓口の設置等について
- 2 特定犯罪被害者等への具体的支援施策について
- 3 二次被害の防止について

Q あらゆる機関と連携してきめ細かな支援を実施するワンストップ窓口の在り方について尋ねる。

A 三重県、警察機関、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター、法テラスなどのほか、民間支援団体なども想定に入れて支援を行っていく予定であり、被害者側の負担を減らせるよう対応していく。

Q 被害者やその家族を訪問するアウトリーチの支援も必要ではないか。

A 被害の状況や本人の希望に応じて、被害者の負担軽減のため、訪問による相談対応やメール、郵送による対応が必要と考えている。

伊藤 彦太郎<勇政>

議案第44号 亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について



- 1 支援の体制について

Q 条例の定義において、DV、ストーキング、児童虐待などは、犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為となっているが、犯罪そのものではないのかと考えるが、その解釈について尋ねる。

A 条例で規定している犯罪等については、国の法律や県の整理の仕方と同様に定義しており、犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為も含めて犯罪等と定義している。

Q 犯罪が確定する前で、法律的な処理が終了していない段階での支援体制について尋ねる。

Q 犯罪被害者等への支援の方針について尋ねる。

A 制度構築の基本的な考え方としては、他の支援との重複や必要度の高さなどを考慮し、優先的なものを定めるものである。

Q 二次被害防止の取り組み内容について尋ねる。

A リーフレットや広報、ホームページなどを利用し、市民及び事業者に対して、犯罪被害者等が置かれている立場や状況を広く周知し、理解や配慮を求め、総合的に二次被害の防止に努めたい。

Q 報道機関による二次被害の防止について尋ねる。

A 報道活動も市内で事業活動をするという広い意味で事業者に該当すると考えている。また、市民の定義には、市内に居住する者のほかに市に滞在する者も定めており、市民の責務として二次被害への配慮について規制されるものである。

【その他の質疑】

- ・ 議案第50号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について



A 犯罪の確定や裁判の終結などに関わらず、基本的には支援するものである。

Q なぜ相談窓口が防災安全課なのか。

A 防災安全課は、防災以外にも交通安全や防犯について所管しており、内容的に一番適切であると判断した。

Q 相談窓口の職員体制について尋ねる。

A 相談内容によって対応できるよう女性職員の配置や窓口対応する職員を固定化するなど犯罪被害者等の心情に配慮した対応が必要であると考えている。

【その他の質疑】

- ・ 議案第50号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について



中島 雅代<スクラム>



議案第44号 亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について

- 1 支援対象者及び支援内容について
- 2 相談体制について
- 3 関係機関との連携について
- 4 施行日について

Q 被害に遭ってから支援に至るまでの手順について尋ねる。

A 被害届等により警察機関での捜査の過程において、国や県の制度とともに具体的な支援策について案内していただき、そこから個別の支援につながると考えている。

Q 犯罪被害者等であるという認定は誰がどのように行うのか。

A 少年法や心身喪失により犯罪は成立しない場合でも、法律では支援対象となるなど、基本的には国・県と同様の基準としており、犯罪の成立や確定によってではなく、罪状や容疑、被害届の状況によって市が判断して認定する。

Q 裁判等の結果により罪状が確定し、支援対象ではなくなった場合、あるいは支援対象になった場合の支援措置について尋ねる。

A 早期の支援を前提にしており、刑の確定により、すでに支給したものを返還いただく場合もある。また、手続きについては、規則において支援の期限を規定するとともに、例外規定も規定したうえで、適切な対応をとっていく。

Q この条例の施行日は、少しでも早く施行できる公布の日ではなく、なぜ7月1日なのか。

A 犯罪被害者等支援について実効的な事項を定めたものであるため、できる限り速やかに施行するとともに、新規条例であるため、周知面と市民へのわかりやすさも考慮し、施行日を7月1日としている。

Q 公布の日から施行日までの間に犯罪等が発生する可能性があるため、施行日はできる限り早い日に変更しないのか。

A 現段階では、施行日は7月1日と考えている。

【その他の質疑】

- ・ 議案第45号 亀山市税条例等の一部改正について



岡本 公秀<新和会>



議案第51号 令和3年度 亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

- 1 第2款 保険給付費、第6項 傷病手当金、第1目 傷病手当金の増額補正について

- (1) 給付対象者及び財源について
- (2) 昨年度の支払い実績について
- (3) 給付対象者の拡大について
- (4) 傷病手当金に関する広報、周知について

Q 給付対象者の要件とその財源について尋ねる。

A 国民健康保険の加入者のうち、勤務先から給与等の支払いを受けている人で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状で感染疑いがあり、療養のため連続して4日以上仕事を休んでいる場合に、勤務先から

給与等の全部または一部が支給されなかった人が対象である。また、財源については、全額国庫補助金である。

Q 昨年度の傷病手当金の支払い実績とその要因について尋ねる。

A 令和2年度の支払い実績はなく、要因としては、令和2年12月までの間、新型コロナウイルスへの感染者が比較的少なかったことが関係していると考えている。

Q 支給対象を給与以外に収入がある方まで拡大する考えはないのか。

A 給与以外の収入のある方については、算定が困難であることから、支給対象は昨年度と同様となる。なお、自営業や農業従事者については、新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援制度を活用いただくことになる。

【その他の質疑】

- ・ 議案第45号 亀山市税条例等の一部改正について
- ・ 議案第49号 亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について



議案第49号 亀山市農林
水産事業分担金条例の一部改正について



1 なぜライフラインを守る事前伐採事業
に公的資金を投入するのかについて

Q 令和3年3月定例会にこの事業の財源が計上されているが、その根拠となる条例の一部改正が6月定例会で提案されており、条例と予算は一緒に提案するべきではなかったのか。

A 関係する条例と予算については、同時に議案を提案することが原則であり、今回の件については提案が遅れ、お詫び申し上げます。

Q ライフラインを守る事前伐採事業の費用を半分公費負担とする理由について尋ねる。

A 電気設備に関する基準を定める省令において、配電線に接近、接触する樹木の伐採等については、ライフライン事業者は、災害によ

る倒木被害の恐れのある樹木を伐採する責務はない。市が事業を実施することで、倒木被害のリスクを軽減できる利益を得ることから、事業者から分担金を負担していただき、市が事業を実施するものである。

Q 市が指導的な立場に立って、どこをいつ伐採するのかライフライン事業者と所有者が協議する場を設定し、費用負担はライフライン事業者が行うという枠組みを作るという手法は取れなかったのか。

A 今回の事業は、三重県が創設した事業に合わせて市が行うものであり、このような形で整理している。

【その他の質疑】

・議案第44号 亀山市犯罪被害者等支援条例の制定について

・議案第45号 亀山市税条例等の一部改正について及び議案第63号 専決処分した事件の承認について



議案第49号 亀山市農林
水産事業分担金条例の一部改正について



1 災害からライフライン
を守る事前伐採事業とは

2 ライフライン事業者から徴収する分担金について

Q 災害からライフラインを守る事前伐採の基準について尋ねる。

A 台風、その他の自然災害による倒木被害により、ライフラインが寸断されるおそれがあるものについて伐採するものである。

Q この条例制定が必要である実態があるのか尋ねる。

A 現状においては、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、通学路のある市道沿いにおいて、危険木の伐採を行っているが、市道沿いで電線に影響を及ぼす樹木の有無は把握しておらず、今後、電力会社からの情報提供により、事業の実施箇所を決定していく。

Q 事業主体と計上された予算の根拠について尋ねる。

A 事業主体は市であり、予算については、令和3年度の事業として業務委託料150万円を計上しており、市道金場越川線の沿道を想定したものである。

Q 事業の限度額について尋ねる。

A 県全体の事業の枠があるため、その計画の範囲内で事業主体である市が限度額について決定する。

Q 市内のどの業者がこの事業を実施するのか。

A 市の入札契約制度のもと、事業者を決定し、この事業を進めていく。

Q ライフラインを守るための事業であるため、産業振興課ではなく、防災安全課で所管すべきだと考えるがどうか。

A この事業は、県において災害に強い森林づくりの取り組みとして位置づけられており、他の自治体においても、全て農林部署が実施をしている。

【その他の質疑】

・議案第50号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について



櫻井 清蔵<勇政>



議案第49号 亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について

1 改正内容について

- (1) ライフライン事業者とは
- (2) 地方自治法の規定による分担金とは
- (3) ライフラインを守る事前伐採事業の対象について

Q 県、市、事業者の3者で設置する協議会の構成について尋ねる。

A この条例が議決された後、協定を締結し、四日市農林事務所、電力事業者、当市の産業振興課、土木課、防災安全課の三者において協議会を設置する。なお、協議会の構成人数の制限はない。

Q 伐採において、所有者の同意を得る必要があるがその手続きについて尋ねる。

A 地権者に同意を得る手続きについては、事業主体である市が担っていく。

Q 今回の条例改正を提案するに至った考え方について尋ねる。

A 今回、みえ森と緑の県民税を活用した事業として、市町を支援するために県が創設しており、災害に強い森林づくりとして、国・県・市でのその目的達成の仕組みと考えており、三重県全域にとっても意義深いことと認識している。市としては、災害に強い森づくりとして、災害防御の視点も入れたこの取り組みを進めていく。

Q 伐採をすることを地権者が拒否した場合、どのような罰則規定を設けるのか。

A 地権者に対する罰則規定はなく、あくまでも地権者の理解を得たうえで事業を推進していく。

【その他の質疑】

- ・議案第50号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について



一般質問

生理の貧困は、社会全体を変えていくための問題提起では

福沢 美由紀<日本共産党>



生理の貧困について

- 1 市の認識を問う
- 2 防災備蓄について
- 3 今後の取組について

Q 生理の貧困に対する市の認識について尋ねる。

A 女性の健康や尊厳、子供の貧困にも大きく関わる重要な問題であり、発達途上にある児童・生徒についても生理用品は必要なものと認識していることから、女性の健康を守り、子供の貧困につながることをないよう、今後関係部署とも連携を図りながら検討を進めていく。

Q 生理用品における現在の対応方法について尋ねる。

A 女性の人権に配慮したきめ細かい支援に努めるとともに、生理用品の配布については、生活困窮者自立支援事業の相談の中で、必要に応じて配布している。また、学校において

は、保健室等で必要な生徒に配布している。

Q 防災備蓄用の生理用品の使用及び管理方法とその活用について尋ねる。

A 生理用品については、要望があったときに対応している。管理については、使用期限の明示がないことから、定期的な更新は行っておらず、在庫確認の際に経年劣化していることが目視や触診により確認できた場合に更新している。また、現在、使用期限前に学校現場等で防災備蓄用の生理用品を活用する事例はないが、学校現場等での必要性は認識しているため、今後、調整及び検討をしていく。

Q 貧困問題に終わらせることなく、社会の仕組みを変えていく問題であると思うが、その考え方についての見解を尋ねる。

A 大きな価値観の変化や時代の仕組みの転換の中で、新たな仕組みができていくという局面にあり、生理の貧困に限らず、すべてのことに通じると考えている。今回の生理用品の配備については、市としてきちんと対応していく。

【その他の質問】

- ・新型コロナウイルス感染症防止対策について
- ・ファミリーサポートセンター事業について



関宿の舗装の美装化を進め、 歴史的風致の維持を！

新 秀隆<公明党>



亀山市歴史的風致維持向上計画について

1 東海道沿道の修景整備について

- (1) 関宿の良好な景観形成について
- (2) 関宿の舗装の美装化について
- (3) 関宿の裏道整備の現況について

Q 関宿の修理修景の考え方について尋ねる。

A 毎年、文化庁及び三重県教育委員会からの支援により、建物の所有者が改修する際の経費に対する補助事業を行っている。今年度については、老朽化した空き家なども含めてこの補助事業を進めていく。

Q 今後の修理修景事業の見込みについて尋ねる。

A 修理修景事業の支援については、毎年多くの要望がある中で、令和3年度以降に計画している方に対しては、それぞれの意向を確認

し、補助金の活用なども含め、丁寧な対応を行っていく。

Q 関宿のアスファルト舗装の美装化について尋ねる。

A 関宿を含む東海道の美装化事業については、現在の道路状況を勘案し、優先度の高い区間から順次整備をしていくという考え方のもと、令和3年度に東海道整備方針を策定し、令和4年度から整備を進めていく。

Q 整備には時間を要するため、整備完了までの維持管理について尋ねる。

A 整備については、損傷の激しい箇所を優先的に整備していくが、整備が完了するまでは、部分的な舗装修繕により適切に維持管理していく。

Q 関宿の街道に並行している裏道の整備について尋ねる。

A 総合計画後期基本計画第1次実施計画での事業の位置づけをもとに、歴史的風致維持向上計画において事業展開していく予定である。

【その他の質問】

- ・地域生活支援について
- ・新庁舎建設について



コロナ禍を乗り越え、三重とこわか 国体・三重とこわか大会の成功を！

前田 耕一<大樹>



「三重とこわか国体」の開催について

1 亀山市で開催されるウェイトリフティング及び軟式野球競技の組織体制等について

- (1) 実行委員会の構成団体及び大会運営人員について
- (2) 大会運営体制について
- (3) 大会ボランティアの協力体制について
- (4) 市内での広報・啓発計画について

2 炬火について

- (1) 「炬火」の概要について
- (2) 「亀山市炬火」の内容について
- (3) 「亀山市炬火」の名称募集について
- (4) 「亀山市炬火」トーチの今後の活用について

Q 炬火とはどのようなものか尋ねる。

A オリンピックの聖火に当たるもので、三重

とこわか国体・三重とこわか大会の期間中、選手を見守るシンボルとなる火のことである。

Q 亀山市炬火について具体的な計画を尋ねる。

A 当初は関宿祇園夏祭りなどの各イベントで火をおこし、それを集めて亀山市の火をつくる予定であったが、コロナ禍でイベント中止となったことから、競技会場である西野公園で亀山市の火をつくり、火種を残し、開会式まで保存する。

Q 亀山市炬火の名称について尋ねる。

A 応募のあった38作品の中から実行委員会で選考を行い、炬火イベントでつくられた火とともに披露する。

Q 亀山市炬火の大会までの期間の活用について尋ねる。

A 炬火イベントでつくられた火をトーチに点火し、披露するが、トーチ、炬火皿、決定した炬火名を展示し、公開していきたい。

【その他の質問】

- ・受動喫煙防止対策について



行政手続きのオンライン化に向けて マイナンバーカードの普及促進を

森 英之<結>



オンラインによる行政サービスについて

- 1 マイナンバーカードのオンライン行政での活用について
- 2 行政手続きのオンライン化の周知について
- 3 市民サービスの提供と市職員の働き方改革について

Q マイナンバーカードを活用したオンライン手続きの現状と今後の展望について尋ねる。

A 令和2年度から、児童手当の一部と特別定額給付金についてオンライン手続きを導入しており、今後は、保育や介護、避難者の支援等について、費用対効果を検討したうえで、拡充に努めていきたい。また、同時に、オンライン行政のメリットを実感できる社会にしていくなために、マイナンバーカードの取得促進を進めていく。

Q 行政手続きのオンライン化に関する市民への周知について尋ねる。

A 現在の周知では不足していると認識しており、市ホームページでのより分かりやすい周知に向けて取り組んでいく。

市としての考えを持ったうえで、 訴訟に対する市民の利益の確保を

伊藤 彦太郎<勇政>



訴訟に対する市の姿勢について

- 1 林業総合センターの火災をめぐる訴訟において和解勧告を受け入れた理由について

Q 今回の林業総合センター火災をめぐる訴訟において、和解勧告を受け入れた理由について尋ねる。

A 和解勧告は、判決に値する重い裁判所の意思決定であるとの考えから、これを真摯に受け止め、和解に応じる判断をした。

Q 今回の建物損害共済災害共済金は、被害額全てに対して算出されたものなのか。

Q コロナ禍の職員の働き方の工夫について尋ねる。

A 在宅勤務のほか、勤務時間弾力化制度を活用した時差勤務や会議室等へ分散して業務に当たるなどソーシャルディスタンスの確保に取り組んでいる。

Q テレワークの効果について尋ねる。

A 一部業務において、4月からテレワークを試行導入しており、実施した職員へのアンケート調査では、約7割の職員が仕事の場所を選ばなくても業務を継続できると実感しており、今後も実施したいと回答していることから、働き方改革の一環として一定の効果があると認識している。

Q 窓口業務担当職員の働き方について尋ねる。

A 市民サービスに直結する窓口業務については、個人情報扱うことや市民の方と直接対応することから、市民サービスの低下を招くことがないよう、テレワークの実施はできていない状況である。今後は、デジタル変革を推進する中で、マイナンバーカードの普及とオンライン手続きを積極的に進めていくことが課題解決につながると考える。

【その他の質問】

- ・今後の新しい防犯システムについて
- ・小学校のプール授業の今後のあり方について
- ・新型コロナウイルスワクチン接種について



A 建物損害共済災害共済金は、保険の契約内容により、保険の適用・適用外が判定されるもので、今回の火災については、焼損部分が保険適用の対象となるため算出している。

Q 建物損害共済災害共済金の算定に、弁償金の金額は影響するのか。

A 今回の火災による焼損部分の経費から建物損害共済災害共済金の上限額が算定され、焼損部分の経費から弁償金を除いた金額を建物損害共済災害共済金として算定されている。

Q 今回の建物損害共済災害共済金がもっと少なかった場合でも、この和解勧告に応じたのか。

A 仮定の話においての対応については、今の段階では述べることはできない。

【その他の質問】

- ・文化施策について
- ・倒木被害対策について



市民の安全と安心を守る公立病院としての役割を問う

中島 雅代<スクラム>



新型コロナウイルスワクチン接種に係る亀山市立医療センターの役割について

1 個別接種と集団接種の役割について

- (1) 個別接種の受け入れ体制について
- (2) 集団接種の協力体制について

2 保育士、教職員等への接種について

Q 医療センターでの個別接種の受け入れ体制について尋ねる。

A 5月から、一般のクリニックに先駆けて高齢者に対する個別接種を開始し、順次受け入れ人数を拡大し、7月からは1カ月に約1000人の個別接種に対応していく。

Q 医療センターの役割について尋ねる。

A ワクチン接種においては、医療センターが

医療従事者への接種を行っている。また、集団接種の準備や業務に医療職1名を派遣しており、ワクチン接種後にアナフィラキシーショック等の副反応が発生した場合の救急搬送先として後方支援の役割も担っている。さらに、全般的なコロナ対応として、亀山地域外来検査センターや亀山発熱外来を設置し、医療の提供体制を確保することで役割を担っている。

Q ワクチン接種の早期完了のために、国の財政支援を活用して、集団接種への医師の派遣や個別接種回数の増加等、さらなる医療センターの役割について市の姿勢を問う。

A 財政支援を有効に活用していくが、休日や夜間における集団接種会場への医師等の派遣については、人員体制を含めた医療職員のマンパワーの問題が大きな課題であるため、今後十分に検討したい。

【その他の質問】

・市営住宅について



個人情報、地方自治が守られるデジタル社会の推進を！

服部 孝規<日本共産党>



今国会で成立したデジタル関連法が地方自治体に及ぼす問題点について

1 個人情報は保護されるのかについて

(1) 「非識別加工情報」制度で個人情報は守られるのか

2 「情報システムの共同化・集約の推進」により地方自治が侵害されるのではないかなについて

(1) 市独自のカスタマイズ（仕様変更）は認められるのか

3 マイナンバー制度を「社会保障・税・災害対策」以外にも広げることになるのかについて

(1) 個人の銀行口座等をマイナンバーに紐づけることにならないのか

市内の公共施設のWi-Fi環境の整備について

1 市内公共施設のWi-Fi環境の整備の現状について

2 市内公共施設のWi-Fi環境の整備の必要性、重要性をどう認識しているのかについて

3 今後の整備の方針について

Q 自治体情報システムの標準化・共通化により、国が決めた基準に適合したシステムの利用が義務づけられると、独自の施策推進ができなくなるなど、地方自治が侵害されるのではないかと懸念するが見解を尋ねる。

A 国は地方自治体の独自サービスについて、一部提供できるよう対応を検討するとのことだが、万が一、市独自のサービスの提供ができない場合、地方自治体が進める特色ある独自施策の推進に支障をきたすことがあり得ることから、今後の国の動向を十分に注視しながら対応していく。

Q Wi-Fi環境整備の今後の方針について尋ねる。

A デジタル社会では、様々な分野でオンライン活用の重要性が増してくるが、高速で大容量の通信が可能なWi-Fi整備・拡充は市にとって必要不可欠なものと認識しており、5Gの活用等の視点も踏まえて、多面的に検討し、本年度策定するICT利活用計画の後継となる次期計画の中で示したい。



生理の貧困問題は社会全体で認識することが重要

森 美和子<公明党>



コロナ禍で深刻化した「生理の貧困問題」について

- 1 認識について
- 2 対応について

Q 生理の貧困についてどのように捉え、どのような指示をしたのか尋ねる。

A 女性の健康や尊厳、子供の経済的・文化的貧困にも関わる社会的問題の一つと認識し、福祉部署や教育委員会に対して実態調査と報告を求めた。また、防災備蓄品等の活用が可能なのか確認を指示した。

Q 学校における防災備蓄の生理用品の活用について尋ねる。

A 数量的に余裕があるため、防災備蓄の生理

用品を有効活用するため学校へ配布を予定したところであるが、流せるタイプの商品は水圧が必要など一定条件のもと使用するものであり、学校は建物の構造的に水圧を確保することが難しいため、その点も踏まえた実務的な協議をしたうえで可能であれば有効活用していく。

Q 学校のトイレに生理用品を置くことが可能か尋ねる。

A 防災備蓄の生理用品の活用については、防災安全課と協議するとともに、女子児童・生徒と関わる機会が多い養護教諭の意見や要望も確認しながら運用について検討していく。

【その他の質問】

- ・防災備蓄品のローリングストックの考え方について
- ・水道スマートメーターの導入について
- ・住宅開発に伴う市道の安全対策について



グリーンとデジタルの時代にふさわしい脱炭素社会の構築を

草川 卓也<結>



第2次亀山市環境基本計画 第6章「低炭素」：脱炭素社会につながる高度な低炭素社会の構築について

- 1 2050年カーボンニュートラル実現との整合性について
- 2 施策の方向性について
 - (1) 環境に配慮した新庁舎の設計・建設について
 - (2) 効率的な再生可能エネルギー等の活用について
 - (3) 事業者の低炭素化・脱炭素化に向けた取組について

Q 2030年を目標としている第2次亀山市環境基本計画と政府が掲げる2050年カーボンニュートラルとの整合性について尋ねる。

A 2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを見据えた脱炭素社会の実現を目指し、2030年を目標として脱炭素社会に向けた基盤づくりを進めていく。

Q 緑の健都かめやまとして、2050年ゼロカーボンを宣言する考えはないのか。

A 市内企業の再生可能エネルギーの導入状況や脱炭素に向けた産業界の動向を踏まえ、総合計画後期基本計画の策定の中で検討していく。

Q 環境への配慮のため新庁舎の木造化を提言するがその見解を尋ねる。

A 地域産材における公共建築物の木造化などが進むと認識する中で、新庁舎の木造化は、環境負荷の低減や周辺環境への配慮につながると考えるが、庁舎としての十分な性能を確保するための安全性など検討すべき課題があり、木造と鉄筋コンクリート造のハイブリット構造等の他の手法等についても調査研究していく。

Q 市民参画を徹底した地域の新電力会社の実現について見解を尋ねる。

A エネルギーの地産地消の取り組みは、二酸化炭素の削減や地域経済の活性化などの大きなメリットがある一方で、安定した経営を継続するためには多くの課題があるため、現時点では事業化することは困難であるが、今後調査研究していく。

【その他の質問】

- ・重点的に講ずべき教育施策について



自治会の様々な要望等に対しては適切な対応を

櫻井 清蔵<勇政>



自治会活動について

1 亀山市政の運営において、地域の自治会長の協力は欠かせないものであるが、軽微な要望に対してどのように対応しているのか

Q 自治会活動と自治会長に対する認識について尋ねる。

A 地域の行事や課題等を取りまとめたり、行政と住民の方とをつないだり、地域の最前線でご尽力いただいております、重要な役割を担っていると認識しています。

Q 軽微な地域の要望に対する現在の対応について尋ねる。

A 自治会で解決できない課題等については、

市の各担当部署へ相談していただいている。また、担当部署が分からない場合は、まず、まちづくり協働課へ相談し、担当部署へご案内している。

Q 今後の自治会活動への対応について尋ねる。

A 様々な要望がある中、どこで対応できるかわからない場合は、まず、まちづくり協働課でご相談いただくことで、担当部署へご案内するなど適切な対応を心がけていく。また、軽微なご要望についてもまちづくり協働課で極力対応し、今後も自治会活動を支援していく。

【その他の質問】

- ・ 亀山プレミアム商品券について
- ・ 新型コロナワクチン接種について
- ・ 林業総合センターの火災に係る損害賠償請求について



多額の事業費が伴う開発事業では資金の有効活用を

前田 稔<スクラム>



亀山駅周辺整備事業について

1 進捗状況について
2 完成予定時期について
3 橋梁、市道、駐車場、駐輪場などの工事について

4 分譲マンションの契約状況について

5 図書館整備について

Q 亀山駅周辺整備事業の進捗状況と完成予定時期について尋ねる。

A 現在の工事出来高は15%であり、おおむね計画どおり進んでいる。完成予定時期は、令和4年10月21日で、市街地再開発組合への引き渡しも同日を予定している。

Q 駐輪場の整備状況について尋ねる。

A 亀山駅東側に位置する駐輪場については、令和3年度から早期着工に向けて設計を進めており、年内の完成を目指している。設備としては、屋根つきサイクルポートやサイクル

ラックの整備、利用者の安全性の確保のための照明灯及び防犯カメラの設置を予定している。

Q 駐輪場の規模と使用料について尋ねる。

A 西側及び東側の両方を合わせて300台から400台の駐輪場を設置し、無料で開放する。

Q バスの待機所の整備状況について尋ねる。

A バスの待機所が一部少なくなるため、バスバースを整備していく。現在、施設用地の取得に向け、地権者と交渉を進めている。

Q 駐車場の整備状況について尋ねる。

A 今年度より整備の方向の検討を行っている。先行買収された用地を土地開発公社より買い戻し、8台から10台の駐車場を設置する予定である。

Q 駐車台数が少ないと感じるが、駐車場用地の確保はできないのか。

A 駐車場整備事業については、一時的な駐車場として整備しており、小規模ではあるが無料で使用できる駐車場を想定している。

【その他の質問】

- ・ JR加太駅舎改修事業について



市の大きな将来の要となる リニア基金の使途は

小坂 直親<結>



基金活用について

- 1 基金の有効活用の考え方について
- 2 基金活用指針に適宜見直し又は廃止を検討すると記載してあることについて
- 3 基金の運用について
- 4 リニア中央新幹線亀山駅整備基金について
 - (1) 具体的な目的・使途について
 - (2) 目標額と今後の見通しについて
- 5 庁舎建設基金について
 - (1) 積立額の目標について
 - (2) 資金計画について
 - (3) 新庁舎整備基本計画の変更について

Q リニア中央新幹線亀山駅整備基金の使途について尋ねる。

A 観光施設や駅前広場などの駅の隣接施設、駅までの車利用による大駐車場の整備などを想定しているが、駅の立地条件のほか、施設の規模や内容などにより大きく変わると考えている。

Q リニア駅の候補地は決まっているのか。

A 駅候補地案を令和3年9月に県の期成同盟会へ提出するに当たり、リニア駅を活かしたまちづくりに関する可能性調査業務委託による作業の中で駅の候補地を選定する。

Q リニア駅の候補地については、市が主体性を持って決定すべきだと思えるが見解を尋ねる。

A リニア駅の候補地選定については、専門のコンサルタントの持つ知見やノウハウを活用するとともに、今日まで市が蓄積してきた様々な知見、考え方を整理したうえで、市の意思として提案する予定である。

【その他の質問】

- ・人事管理について
- ・主要幹線道路について



いじめを防止し、学校全体の 環境をよりよいものに

豊田 恵理



いじめ問題への取り組みについて

- 1 現状について
- 2 いじめ問題への対応について
- 3 スクールロイヤーの認識について

Q いじめの判断基準について尋ねる。

A 個々の行為について、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童・生徒の立場に立ち、当事者がいじめと感じた場合はいじめとして対応が求められる。また、いじめの認知については、いじめ防止対策委員会を活用して行うことになっており、個々の判断ではなく、組織としての判断を必要としている。

Q いじめ問題への対応方法について尋ねる。

A 各学校で定めている学校いじめ防止基本方針に沿って対応を行っており、速やかにいじ

め防止対策委員会に報告し、学校長を中心とした組織的対応へとつなげている。

Q いじめ問題における課題について尋ねる。

A 教職員は、被害者をケアする一方で、加害者への適切な指導、保護者等に対する説明など非常に難しい対応を求められ、担任は独りで悩む場合もある。また、最近ではインターネット上の誹謗中傷、仲間外しなど学校も保護者も把握しにくいケースも増加し、複雑化、多様化するいじめの学校対応は年々困難になっている。

Q 学校と連携して様々な課題に対応する法律の専門家であるスクールロイヤーの必要性について見解を尋ねる。

A いじめ問題や不登校の事案に対して、法や法の精神に基づく対応が求められる中、法律の専門家の活用は重要であると認識している。

【その他の質問】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種について
- ・市のホームページについて





インターネット配信の拡大について

令和3年6月定例会から、常任委員会(総務・教育民生・産業建設)のインターネットによる配信範囲を拡大しました。

従来の議案審査、請願審査に加え、提出資料の説明及び一般質問を含む委員会終了まで配信します。

これまでの配信

議案審査
請願審査



令和3年6月定例会から

議案審査
請願審査
提出資料の説明
一般質問



会議を傍聴される皆様へ

本会議や常任委員会など会議は、新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間は、傍聴席が密状態にならないよう対策を講じています。

つきましては、傍聴者が多い場合は、別室のモニターによる傍聴をご案内させていただくことがありますので、ご了承ください。

今後も新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご理解とご協力をお願いします。

議会の会議の様子をご覧いただけます。

本会議や常任委員会(総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会)の様子をケーブルテレビとインターネット(ライブ・録画)で配信しています。

スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけますので、ぜひご覧ください。



視聴方法 会議	インターネット配信		ケーブルテレビ放送	
	ライブ	録画	ライブ	録画
本会議	○	○	○	○
常任委員会(総務・教育民生・産業建設・予算決算)	○	○	—	—

表紙 写真から

亀山高校普通科では、1年生で3年間の学習の土台となる基礎学力をしっかりとし身につけられるよう、一人ひとりに対応したきめ細かな学習指導を行っているほか、教科によっては少人数による習熟度別授業もあります。また、希望者には、発展的な学習ができるよう課外授業や校外模試、各種検定などを実施しています。2年生からは、四年制大学等への進学を目指す「アドバンス系列」と、進学・就職のどちらにも対応できる「セレクション系列」に分かれます。

普通科3年生 みやざき だいち 宮崎 大地さん（亀山市）

亀山高校に入学し、ウエイトリフティングを始め、自分が3年生になる年に三重県で国民体育大会があることを知りました。自分が生まれ育った亀山市でそんな大きな大会があるのなら「絶対出場したい」これが私の高校生活の目標になりました。

新型コロナウイルス感染症の影響で、登校や練習ができない時期は、精神的にも肉体的にも辛かったです。そんな時に、家族や仲間、先生や先輩方など、私を支え応援してくれている人がたくさんいることに気づきました。

だんだん自分の記録が伸びてくると、国体に

出場するだけでなく、そこで優勝したいと思うようになりました。今年3月の全国大会では5位に入賞し、自分も全国に通用するという手ごたえを感じることができました。

ウエイトリフティングの魅力は、努力すればその成果が記録となって見えるところです。私は、これからももっと記録を伸ばし、高校卒業後は、大学でも競技を続け、インカレなどの全国大会で優勝できるような、日本トップレベルの選手になりたいと思います。

そして、この国体を機会に、一人でも多くの市民の方がこの競技に興味を持ってきて、応援してもらえると嬉しいです。

第76回国民体育大会「三重とこわか国体」が9月25日から10月5日にかけて開催されます。亀山市では、9月26日・27日に軟式野球が、また、9月30日から10月4日までウエイトリフティングが、それぞれ西野公園野球場及び体育館にて開催されます。

令和3年 9月定例会日程(予定)

8月27日	9月定例会開会 予算決算委員会	10:00～	21日	予算決算委員会	9:00～
9月7日	議案質疑	10:00～	22日	予算決算委員会	9:00～
8日	議案質疑	10:00～	27日	議会運営委員会	10:00～
9日	一般質問	10:00～	28日	9月定例会閉会	10:00～
10日	一般質問	10:00～			
14日	産業建設分科会 産業建設委員会	10:00～			
15日	教育民生分科会 教育民生委員会	10:00～			
16日	総務分科会 総務委員会	10:00～			

正式な日程は、定例会直前の議会運営委員会で決定します。
詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。
ホームページにも掲載しています。

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。
皆様のご意見をお寄せください。

■問い合わせ先／三重県亀山市議会事務局 〒519-0195 三重県亀山市本丸町577 ☎(0595)84-5059 Eメールアドレス gikai-city.kameyama@zvtv.ne.jp